



御殿場市告示第 234 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更することについて、同条第2項の規定により告示する。

令和8年6月 4日

御殿場市長 勝 又 正 美



富士見原三丁目に編入する区域

大坂字西川ハタ343の1、343の2、344の1、344の3、346の1、346の2、347の1から347の6まで、348の1から348の8まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部